

固定資産税の新築住宅に係る減額 〈一般住宅〉〈認定長期優良住宅〉

固定資産税を1/2減額し、住宅資産の負担を軽減

概 要

固定資産税とは、保有する住宅や土地などの固定資産に毎年課税される税金です。1月1日現在の所有者が、その年の4月1日からの1年間分の税をすべて納付します。税額は、課税標準(評価額)×税率(標準税率1.4%)ですが、新築住宅に係る固定資産税には減額措置が設けられています。

一般住宅

一般住宅の戸建て住宅の場合は、当初3年間、120㎡相当部分について1/2減額されます。

このような方が利用できます

- 住宅の床面積が50㎡（戸建て住宅以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上、280㎡以下。

これだけ
お得です!!

固定資産税1/2

- 戸建て住宅：当初3年間 120㎡相当部分について
固定資産税を1/2減額
- 中高層耐火住宅：当初5年間 120㎡相当部分について
固定資産税を1/2減額

たとえば

120㎡の戸建て住宅で建物評価額が700万円の場合
課税標準(700万円)×標準税率(1.4%)=98,000円

↓1/2減額

49,000円に!!(×3年)

一般住宅 2017年度末までの制度です

2018年3月31日までに新築した住宅が対象です。

認定長期優良住宅

認定長期優良住宅の戸建て住宅の場合は、当初5年間、120㎡相当部分について1/2減額されます。

このような方が利用できます

- 住宅の床面積が50㎡（戸建て住宅以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上、280㎡以下。

これだけ
お得です!!

固定資産税1/2

- 戸建て住宅：当初5年間 120㎡相当部分について
固定資産税を1/2減額
- 中高層耐火住宅：当初7年間 120㎡相当部分について
固定資産税を1/2減額

たとえば

120㎡の戸建て住宅で建物評価額が700万円の場合
課税標準(700万円)×標準税率(1.4%)=98,000円

↓1/2減額

49,000円に!!(×5年)

長期優良住宅 2017年度末までの制度です

2018年3月31日までに新築した住宅が対象です。

制度の
詳細

国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000021.html

